



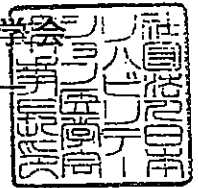
平成11年10月25日

厚生大臣
丹羽雄哉 殿

社団法人

日本リハビリテーション医学会

理事長 千野直



特定機能病院ならびに卒後臨床研修における
リハビリテーション科に関する要望

〔 要 望 事 項 〕

1. 特定機能病院として備えるべき診療科名の中に「リハビリテーション科」を加え、専従医師と理学療法士・作業療法士などの要員を置くこと。
また、すでに「リハビリテーション科」が設置されている病院では、リハビリテーション医療の一層の充実を図ること。
2. 医療関係者審議会臨床研修部会からの卒後臨床研修ローテーションの項目に、リハビリテーション科を加えること。

〔 要 望 の 理 由 〕

貴厚生省が、かねがねリハビリテーション医療重視の政策を推進して来られたことに、深い敬意を表します。

医療法の冒頭には、「医療の内容は単に治療のみならず、疾病の予防のための措置およびリハビリテーションを含む」と記されています。

特に、21世紀医学・医療懇談会第4次報告、医療関係者審議会臨床研修部会答申、さらに来年からの介護保険におけるリハビリテーション医学（医療）の重視は、国民の機能回復への強い願望と、高齢になっても「出来るだけ在宅で自立を」という希望に立脚したものと思われます。

よって、わが国の特定機能病院におけるリハビリテーション専従医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ソーシャルワーカーなどのリハビリテーション関連要員、ならびにリハビリテーション医療の充実について、よろしくご高配くださるよう御願ひ致します。

さらに、医療関係者審議会医師臨床研修部会での卒後臨床研修ローテーションの中に「リハビリテーション科」を必須科目としてお加えいただきたく、何卒よろしく御願ひ申し上げます。